

長野市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市選挙管理委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年4月14日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査 (25 監査第 5064 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>4 契約事務</p> <p>(1) 契約締結事務を適正に行うべきもの (報告書 9 ページ)</p> <p>エ 契約書に、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項及び契約規則第 36 条に規定されている契約保証金について、記載されていない事例が散見された。</p> <p>施行令及び契約規則に基づき、適正な契約書を作成されたい。</p> <p>(選挙管理委員会事務局)</p>	<p>相手方の示す契約書をもって締結した事例があったが、今後締結する契約においては地方自治法施行令及び契約規則に基づく適正な契約書を作成することを徹底した。</p> <p>(選挙管理委員会事務局)</p>